## 案内所スペース展示販売取扱基準

案内所スペース展示販売における、利用者と霜里学校の役割分担や責任 範囲等は、小川町観光案内所利用規約に定めるほか、この取扱基準に定め るところによる。

## 第1条 展示販売できる商品について

- 1. 案内所スペースにて展示販売できる商品は、利用者が小川町内において自ら生産又は収穫した農林水産物、自ら製造又は販売する加工品、 手工芸品であること
- 2. 賞味期限又は消費期限が納品から1週間以上であること
- 3. 販売量に著しい限定がないこと
- 4. 強い匂いや音、光等を発するものでないこと
- 5. 食品衛生法、JAS法、健康増進法、薬事法、景品表示法、計量法 等その他関係法令に定める規定に違反していないこと

## 第2条 加工品について

- 1. 加工所の施設許可がおりていること
- 2. 食品衛生責任者が設置されていること
- 3. 商品の製造工程において、品質及び衛生管理等が適正に行われていること
- 4. 下記の表示がされていること
  - (1) 品名
  - (2) 原材料名
  - (3) 原材料生産地
  - (4) 内容量
  - (5) 賞味期限又は消費期限
  - (6) 保存方法
  - (7) 製造者又は販売者
  - (8) 食物アレルギーに関する事項(該当する場合のみ)
  - (9) 取り扱い上の注意(該当する場合のみ)
- 5. 製造物責任保険(PL保険)又は同等以上の賠償責任保険に加入していること
- 6. 利用許可申請書兼免除申請書に次の書類を添付すること
  - (1) 所管する保健所の製造許可書の写し
  - (2) 製造物責任保険(PL保険)の契約書の写し

- (3) 食品貼付表示の写真
- 4 商品のパンフレット又は商品説明資料

# 第3条 納品について

- 1. 販売する商品は2品目までとする
- 2. 商品の搬入・搬出は、観光案内所営業時間内に行うものとする
- 3. 利用者それぞれの責任で搬入・搬出、値付け、包装を行うものとする
- 4. 案内所指定の商品タグを貼るものとする

#### 第4条 商品管理について

- 1. 案内所内の人工照明及び空調(冷暖房)に配慮した商品を展示販売すること
- 2. 冷凍・冷蔵が必要な加工品については、利用者が冷凍・冷蔵機能を持つ保管ケースを用意し、温度管理に十分配慮すること
- 3. 霜里学校は、万引き・盗難・火災あるいは自然災害等案内所の責に帰することのない理由で発生した損害、来所者により発生した損害についてその賠償を負わない
- 4. 商品に対して消費者から返金や損害賠償等を求められた場合、対応 については利用者が行うこととする
- 5. 食中毒など製造物の欠陥による被害が発生した場合は、利用者及び 製造者はその責任を負わなければならない
- 6. 霜里学校は、利用者同士のトラブル等について責任を負わない
- この取扱基準は、令和3年4月1日から施行する。